

訪問看護とは…?

入院中と変わらない看護を自宅で受ける事ができます。
年齢にかかわりなく利用でき、医療の専門的な知識と技術を持った看護師やリハビリ職が訪問して病気を予防し、悪化を防ぎます。



ご利用いただける方

介護認定を受けられている方や、病気やけがなどにより、ご家庭内で療養されている方。また、主治医の指示やケアプランで訪問看護が必要とされた方。

ご利用にあたって

訪問看護を受けるには、主治医の指示=「訪問看護指示書」が必要です。お申込みは、主治医やケアマネジャー、または当ステーションにご相談ください。

サービスご提供エリア

若狭町、美浜町、小浜市

営業日・休日

« 営業日 »	月曜日～金曜日
« 営業時間 »	午前8時30分～午後5時30分
« 休業日 »	土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)
« 訪問時間 »	看護:1回あたり 30分～1時間30分 リハビリ:1回あたり 20分～1時間



ご利用できる保険制度

介護保険サービスを受けている方でも、末期の悪性腫瘍、厚生労働大臣の定める疾患等※、精神科訪問看護、その他医師が必要と認めた場合は医療保険等が優先となります。

★基本的には介護保険が優先となります

※厚生労働大臣が定める疾患等

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、ALS、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)、パーキンソン病(ヤールの分類のステージ3以上且つ生活機能少ガイドがⅡ度またはⅢ度に限る)、多系統萎縮症、(線状体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイドレガー症候群)、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態及び急性増悪期の場合

守秘義務

サービスを提供する上で知り得た個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。
(ただし、緊急の医療の必要性がある場合には、医療機関等に心身等の情報を提供できるものとします。
また、サービス担当者会議などでサービスの連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、個人情報を用いる事ができるものとします。)

サービスの内容

訪問看護師がご本人や家族と話し合い、主治医と連携を取りながらご本人にあった看護サービスを行ないます。



医療的処置

医師の指示に基づき、床ずれの防止や手当、各種カテーテル管理、点滴などを行います。

リハビリテーション

理学・作業療法士や看護師が訪問し、機能回復や維持、歩行訓練や関節拘縮予防などのお手伝いを行います。

病状の観察や判断

血圧や脈拍、体温などの測定、病状や体調の観察を行います。病状に合わせた援助を行い適時主治医との連携を図ります。

ターミナルケア

がん末期や終末期でも、住みなれた自宅で過ごせるよう適切にお手伝いします。

各種の介助

看護師による入浴や洗髪、食事、清拭、移動など生活の介助を行います。

病院・諸機関との調整や連絡

主治医への報告、福祉サービス機関との連絡、調整を行います。

在宅介護のアドバイス

介護についてのアドバイス、ご相談、機器の使用などご質問にお答えします。

精神科訪問看護

病状や体調の観察、内服管理、リハビリテーション等を行い、在宅生活を支援します。

